

＜銀河学院高等学校 5年生用＞

令和2年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度

国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・全日制／在校生用)【令和2年4月分～6月分】

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)

県が就学支援金に上乘せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」と言います。)や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意下さい。

2 支援の対象となる方

生徒の親権者全員の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額の合算額※1に応じて、次の表のとおり軽減されます。【令和2年4月から支援内容が拡充されました。詳細は「高等学校等就学支援金及び授業料軽減補助金の制度改正について」を参照】

親権者全員の 所得割額の合算額	毎月の授業料等		生徒負担額
	支給(軽減) される金額	そのうちの 就学支援金の額	
A 0円(非課税)	授業料等の全額	(33,000円)	0円
B 85,500円未満	授業料等の全額	(33,000円)	0円
C 257,500円未満	33,000円	(33,000円)	[授業料等 — 33,000]円
D 507,000円未満	9,900円	(9,900円)	[授業料等 — 9,900]円
E 507,000円以上	【対象外】		全額

※1 支給の判定基準となる者について

◎ 支給の判定は、親権者全員の市町村民税所得割・道府県民税所得割の年額を合算して行います。

ア 親権者不在の場合、未成年後見人全員の所得割額を合算して判定します。

イ 未成年後見人も存在しない場合、「主たる生計維持者(=生徒を扶養している方)」の所得割額の合算額で判定します。

ウ 主たる生計維持者も存在しない場合、生徒本人の所得割額で判定します。

※2 判定基準の変更予定について(令和2年7月～)

◎ 令和2年7月以降は判定基準の変更が予定されており、市町村民税の課税標準額等を使用した新しい基準で判定が行われます。

3 留意事項

○ 令和2年4月の制度改正(支給内容の拡充)は、在校生にも適用されます。(現在、認定を受けて受給中の生徒は、特に手続きをしなくても自動的に適用となります。)

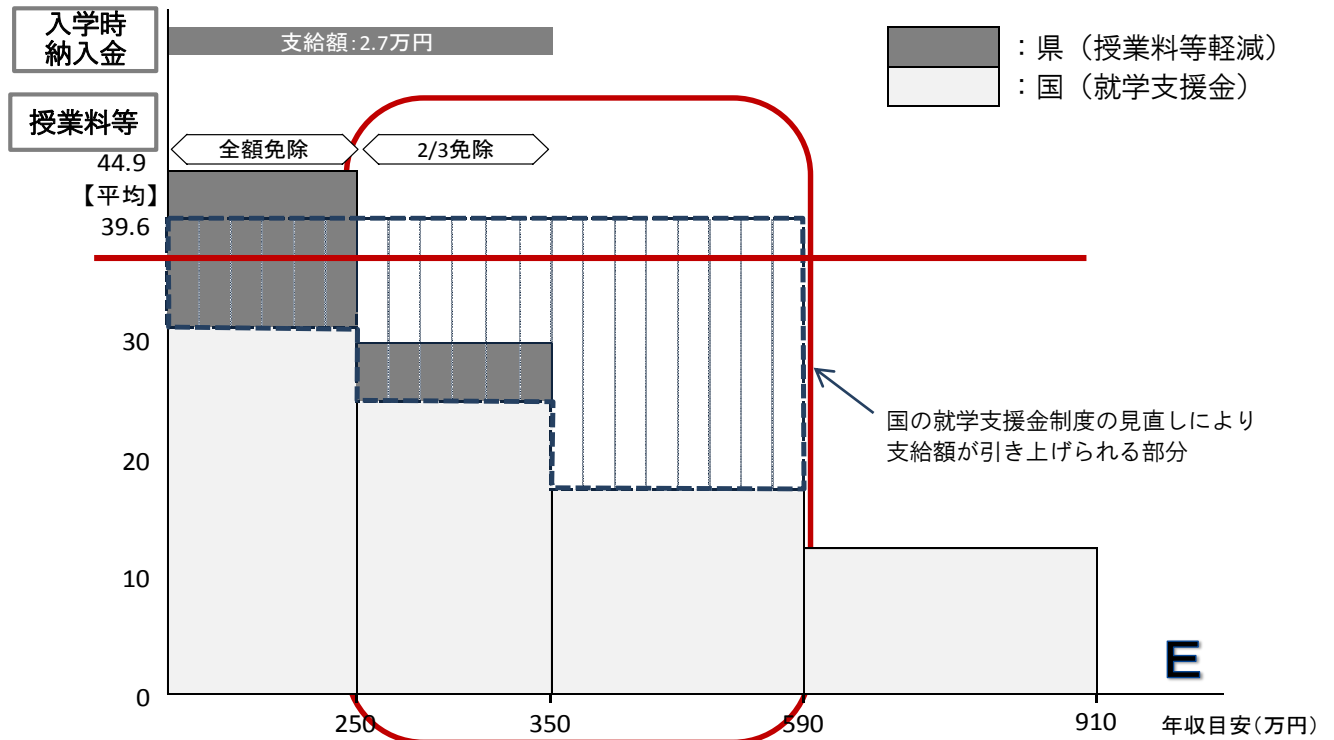
○ 前回の手続き後に税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校に申し出てください。支給額が変更される場合があります。

○ 税の申告を行っていないため、市町村民税・道府県民税所得割額が確認できない場合は、支給できません。収入がない場合も必ず税の申告を行ってください。

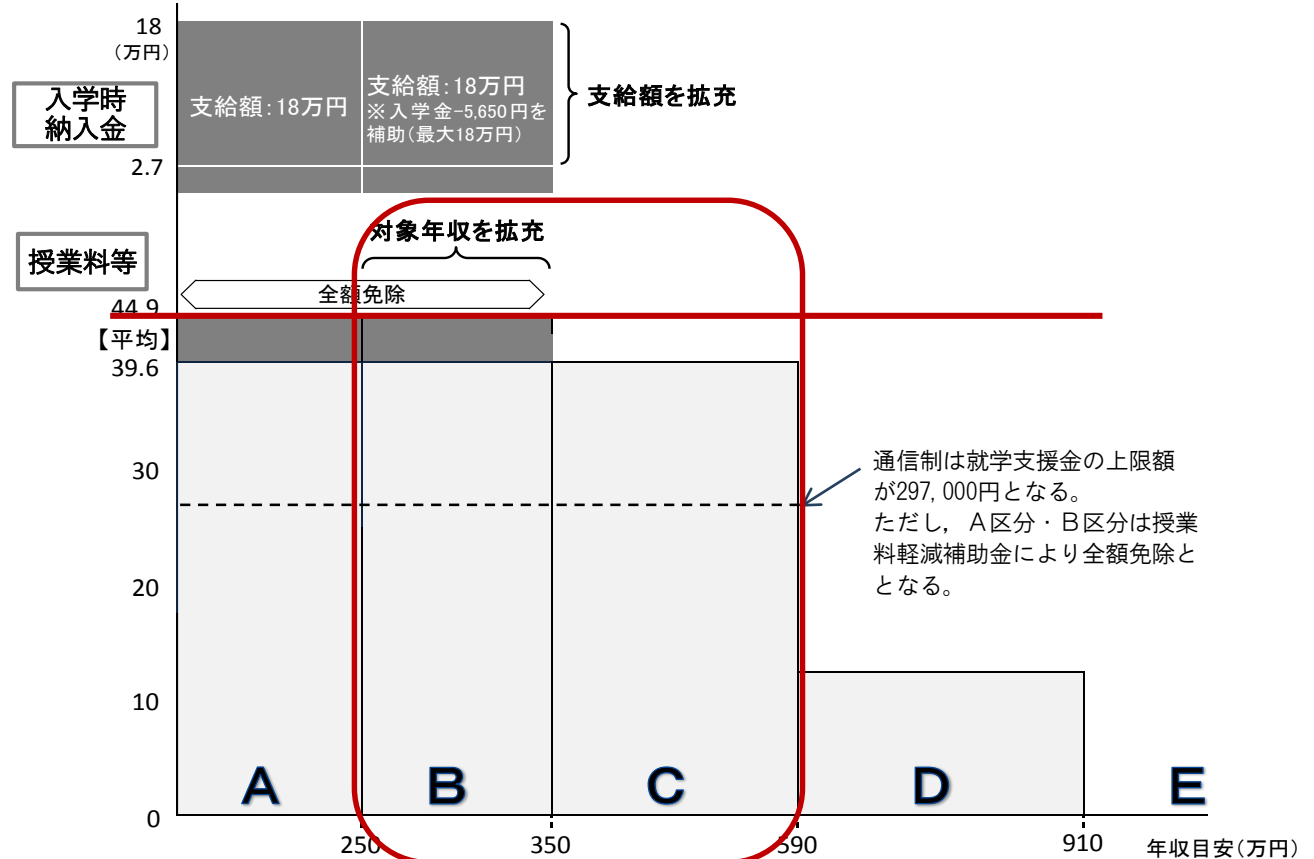
○ 失職等により収入が激減した場合、特別に授業料等を軽減する制度があります。詳しくは学校にお尋ねください。

高等学校等就学支援金及び授業料等軽減補助金の制度改正について

【令和2年3月まで】



【令和2年4月から】



※入学時納入金：入学金及び入学手続き金が助成対象

授業料等：授業料及び施設整備費・実習費など実質的に授業料に相当する費用が助成対象（月額5万円を上限とする。）